

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

神戸港を軍港にするな 2

《ユニオン》っておもしろい 3

—はじめての団体交渉で勝利!—

キャリアは定年延長 4

—国家公務員「定年延長」の虚と実—

われらかくたたかう 7

—国労闘争団ニュースから—

「全面要求」と「反合理化」の前進に向けて 10

—現局面に思うこと—

反動期と敗北主義について 14

上野 建一

新連結決算制度の危険 15

読者からのおたより 16

旬刊 社会通信

NO. 743

一九九九年八月一日号

一九九九年八月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

神戸港を軍港にするな

戦争協力法である周辺事態法など日米ガイドライン関連三法案が成立した途端に、艦艇二五隻、航空機三機が参加する海上自衛隊の展示訓練が、淡路島沖で展開されることになった。自衛隊が「シーページェント99イン ナニワ」と名付けたこの訓練は、何を狙っているのだろうか。何よりも自衛隊の存在のアピールである。

第二は、自治体・民間を巻き込むことである。展示訓練とはいえ、燃料、水、食糧等補給があるし、港湾管理の問題がある。そして、体験航海の募集にあたって、市・町の窓口や広報が利用されている。

第三はどう言おうと軍事訓練である。市民の拒否反応を測りながら、既成事実を作り出す。大阪湾淡路沖は、船舶の大動脈であり、漁場でもある。そこだけそとけとばかり艦艇および飛行機が結集する。

ガイドライン関連法の成立とともに、ミニ空母ともいわれる揚陸艦「おおすみ」は、七月二―四日と北海道で初の戦車揚陸訓練を行い、そしてこの大阪湾展示訓練に参加する。その後八月には、初の日韓共同訓練も予定されているという。文字どおり自衛隊の軍隊化である。今まで「日陰もの」であった自衛隊が、アメリカの戦争の後方支援として、「公」に軍事参加することになり、それを大々的にアピールすることであり、次なる狙いは、有事立法が早くも話題となっているように、名実ともに、自衛隊を軍隊として登場させるための積み上げである。しかし自衛隊が正式に陸・海・空軍として登場するには、どうしても憲法第九条が足かせともなる。自・自・公連立政権の中で進む急速な反動化、盗聴法、日の丸・君が代・国会法（憲法調査委員会設置）等々は、その意図を明らかにしている。その一環である。

そして忘れてはならないのは、神戸の位置である。神戸港には海上自衛隊阪神基地がある。考えるまでもなく神戸港の東端にある阪神基地が重要な役割を果たすのであり、今後その増強が視野に置かれている可能性は強い。

また神戸港は、日米ガイドラインで米軍の利用港として常に名前が上っており、かつ、三菱・川崎と軍需工場を持ち関西圏という広大な後背地をかかえ、米軍にとつても垂ぜんの的なのである。

そこからすると第二に非核神戸方式が問われることになる。昨年、カナダ軍艦プロジェクトが阪神基地へ入った。次にアメリカ軍の艦艇が、最初は阪神基地に、次にはそれ以外の埠頭に入ってくる可能性が増大している。高知県で非核神戸方式の導入が話題となったが、政府は、外交・防衛は国の権限、県や市町村は口出すなど圧力を加え、その成立を阻んだ。ガイドライン関連法は、自治体の協力（強制）をうたっており、かつ成立が確実とみられる「地方分権推進法」は、沖縄「特措法」の改正がうたわれている。

第三は、自治体の対応である。この展示訓練は、神戸まつりと重なっている。大震災以降「自衛隊さんにはお世話になった」と、市町村と自衛隊の関係が密接になっている。地域の防災訓練まで自衛隊が参加している状況である。本来、災害救助と軍隊は別問題のはずであるが、防災の名の下に自衛隊が深く入り込んでいる。

また、関西政・財界がのぞむ関西空港二期工事をさておいて、市営空港である神戸空港の着工が認可された。「神戸空港の軍・民共同利用」「神戸港の軍港化とヤミ取引」という考えはうがった見方であろうか。

震災と不況のダブルパンチで、神戸港はかつての勢いを失っている。人工島全部が軍事基地化する危険は、飛躍なのであろうか。

いずれにしても、憲法第九条にとどまらず、平和的に生存する権利、自治をはじめ民主主義の危機である。

神戸港を軍港にするな、自衛隊の展示訓練反対という当面の闘いに全力をあげるとともに、憲法闘争を本格化させる必要がある。

(M)

《ユニオン》つておもしろい

—はじめての団体交渉で勝利!—

投書のクレームを理由に解雇 私たちは、住友金属社内にある社員専用の居酒屋風パブで働いていました。このパブは東京に本社のあるシダックスフードサービス株式会社が経営していました。

今回の問題は私たち二人のアルバイトが解雇された事から始まりました。一人は四年半もう一人は一年半働いていました。一九九九年二月四日の開店後、話があるのでということと呼ばれ、苦情のハガキ二通を突き付けられました。「こんな投書があったから、もう明日から来なくてよい」と言い渡されました。二通のハガキの内容は「接客態度が悪い。遊んでいて客を無視する。」などで二通とも匿名でした。私たちには身に覚えのない事なので「そんな事実は一切ない。」と主張したところ、「もう会社で決定した事なので仕方がない。」の一点張りで私たちの訴えを聞いてもらえませんでした。同じ職場で一緒に働いている店長にも「こんな事はしていない。」と言っても「私はその場にいなかったのだから知らない。」と私たちの立場には立ってくれません。この言葉はとてもショックで信じられない思いでした。店長にはかばって欲しいとまでは思いませんでしたが、せめて私たちが信用だけはして欲しかったのです。

今まで責任を持って働いてきたのに 私たちが今まで一生懸命働いてきたことはすべて一体何だったのだろう。無駄でしかなかったのかと思えて、とても悲しかったです。いつも閉店後はアルバイトだけが残り、片付けだけではなく、売上げの精算、すべての鍵閉めまでしていたので、会社に信頼され責任の重い仕事も任されていると頑張って仕事を続けてきていたのです。そんな苦労や努力をまったく考慮することなく、また苦情のハガキが届いた時点で、私たちに確認もせず、クレームを鵜呑みにし解雇を決定してしまうなんて許し固いことですし名譽棄損です。店長にまったく責任がないというのもおかしな話です。

労基署から役立つアドバイスはなかった 私たちは結局その日を最後に出勤することはありませんでした。最初は怒りだけが身体中を駆け巡ってどうしようもありませんでしたが、しばらくして「こんなことが許されるわけがない」と思い行動を始めようとしたが、一体何をすればよいのかまったく分かりませんでした。とにかくいろいろ電話して少しずつだけれどなんとかしよう頑張りました。

しばらくの間、職業安定所と労働基準監督署をたらい回しにされました。何も知らない私たちをバカにしたような口ぶりで軽くあしらって、役に立つようなアドバイスもくれず、何の進展もありませんでした。しかし、大阪職安まで足を運んだりするうちに、雇用保険の加入資格があることと解雇予告手当を受け取る権利があることを知りました。そしてそのことを会社に申し入れました。でも会社の対応はとてもいい加減で、雇用保険に加入することもひと苦労でした。

ユニオンに来て光が見えた 二月、三月と私たちはストレスとイライラにひどく苦しんでいました。もうすぐ解雇されて二ヶ月もたつというころ武庫川ユニオンを知りました。しかし、どんな所かまったく想像もつかないし、変な所だったらどうしようという不安もありましたが、藁にもすがる思いでさっそく電話しました。そして、ユニオンの事務所に行き、今までのことを話したところ、とても親身になって私たちの話しを聞いてもらうことができました。

その日まで、どこに行っても行き先どころか、道さえ見えない状態だったけれど、この時、光が見えた気がしてとても勇気づけられました。私たちはすぐ武庫川ユニオンの組合員になりました。その日から信じられないスピードで事態が進んでいき、第一回目の団体交渉を迎えました。この日まで山のように言いたいことがあったので、「今日こそ言ってやる！」と思いながら交渉に挑みましたが、緊張とそれまでの怒りが込み上げてきて、自分でも驚くほど情けないことですが、ほとんど何も言うことができませんでした。本当に情けないし、悔しかったです。

でも団体交渉は終始ユニオンペースで進みました。「おたくの会社は匿名の投書で解雇するのなら、私が投書してあなたを解雇しましょうか」と小西書記長が言うと、会社は黙ってしまいました。私たちの闘いがずいぶん前進したと感じました。二回目の団体交渉では、いろいろ大変でしたがとても良い結果で終わることができました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

解決内容を簡単に説明すると、①二月八日～四月一六日までの賃金を補償する、②有給休暇の残日数（有給休暇があるとは知りませんでした）分の補償、③和解金として三ヶ月というものでした。せめて解雇予告手当と違って始めた闘いでしたから満足しています。正しい事を主張する勇気が必要 今だから言えることですが、今回の事でいろいろ学ぶことがありました。私たちのようなトラブルを知らないまま過ごせるなら良いけれど、こんな時代では避けて通るのはなかなか難しい事と思います。自分自身と会社の関係とは一体どういうものなのか。これから働いて生きていくのだから「NO!」と言える勇気と自分自身への誇りは忘れてはいけなく強く想い、自分にとって良い仕事、職場を早く見つけて、新しい一步を踏み出したいと思います。

（『武庫川ユニオンニュース』より）

キヤリアは定年延長

— 国家公務員「定年延長」の虚と実 —

国家公務員の「定年延長」を内容とする改正国家公務員法が国会を通過した。仕事は地方公務員も同じだから、これで「定年六五歳時代」の到来かというわけだ。こんどの「定

年延長」は正しくは「再任用（雇用）制度」といい、内容は①再雇用の上限年齢は制度が始まる二〇〇一年度は六一歳だが、公的年金の支給年齢の引き上げに対応し、三年間で一歳ずつ引き上げられ、二〇一三年度には六五歳となる、②契約期間は一年だが、上限年齢以内であれば更新して働き続けることができる、③勤務形態は週四十時間の「フルタイム」と週一六〜三二時間の「短時間」の二通りを設定というものである。

国家公務員「定年延長」の本質とはなんだろうか。これを理解するためには、一九九〇年代以降の「政財官」癒着とスキャンダル続発、官僚制度の揺らぎ、さらには金融恐慌世界的大競争の荒波の中で、日本の支配機構の再編成を狙う総保守勢力の国家改造計画があることを知る必要がある。その道筋を示したのが行政改革会議（行革会議）であり、その内容は①内閣機構の強化、②中央省庁の再編、③行政の減量・効率化であり、その一環として国家公務員の「定年延長」、すなわち「再任用（雇用）制度」がある。

本法案で実体はわからない

行革会議「最終報告」は、公務員制度の改革で「内閣及び内閣総理大臣を補佐する内閣官房、内閣府を支える人材を確保するための適正なシステムを確立する」とし、具体的に①社会経済情勢を踏まえた定年年齢の見直し、②定年まで公務部内で勤務できる条件・制度の整備（年功序列型人事管理体制の見直し、職員の専門性・経験に着目した処遇制度の創設）をあげる。これを見るだけでは何が何やらさっぱりわからない。国家公務員の「定年延長」が一律におこなわれるかのようなようである。しかし、行革会議の論議はけっしてそうではない。国家公務員一般ではなく、いわゆる「キャリア」の定年延長、有効活用が最大の目標とされていることだ。

これをもっとも露骨に示したのが、行革会議「中間整理（九七年五月一日）で」、そこには「定年制、退官後の取扱い」として、次の三項目があげられてあった。

①天下り防止や修士、博士の採用等のため、定年の延長（六五〜七〇歳前後）、定年時退官の原則化。

②次官及び局長は、退官後五年間内閣補佐官に任命し、総理と内閣の補佐を担当。その経験を公務員において生かすが本人、国民のために最善で、これにより、特殊法人等が縮減され、財政負担が軽減。

③公務部内の効率化に資するための退職公務員の新たな職域の開発や処遇を検討。

明らかに「キャリア」を対象とした施策である。「中間整理」とは、行革会議委員がザックバラに論議し、その要点を整理したものであるだけに本質はヨリ明瞭なのである。

キャリアの定年延長についてもっともハッキリとした意見を述べているのは、諸井虔氏で、九七年七月二三日に氏が提出した意見にはこうある。

「今回の人事院の次官定年の延長は次官の就任を六〇歳とすることを可能とする。そうなれば局長の退官を六〇歳の定年時まで延ばすことが可能になる」

さらにつづけて、諸井氏はその具体的実施方法にも言及する。

「大括り後の省庁で毎年退官する次官・局長は五〇名程度であろう。全員を五年間内閣補佐官等で処遇するとしても二五〇名程度である。一人当たりの給与と経費を年間五千万円とすると年間一二五億円である」

ネライは「キャリア」の有効活用

今や政府広報紙と化した読売新聞が主催する「読売新聞憲法調査会」の提言も、諸井提案と瓜二つの主張を展開する。「読売憲法調査会」は、一九九二年四月一日に発足した民間政治臨調（政治改革推進協議会）の宣伝・扇動部隊であり、これまでに「憲法を考える―国際協調時代と憲法九条」（一九九三年）、「憲法改正試案」（一九九四年）、「総合安全保障大綱」（一九九五年）、「内閣・行政機構大綱」（一九九六年）、「二二世紀への構想」（一九九七年）、そして昨九八年には「政治・行政の緊急改革提言」を出している。「行政の規律確立と透明化」のところで次のように述べている。

「事務次官の定年延長やスタッフ職の充実、専門職制度の活用などによって雇用の延長などによって雇用の安定を図り、早期退職勧奨の慣行を廃止する。

従って国家公務員法（一〇三条）を改正し、「離職後二年間」という規定を「離職後五年間」と規制を強化することによって、公務員在職中の職務権限と天下り企業との関係を薄めることとする。

これと合わせて人事院規則を改正し、事務次官らの特例定年を現行の六二歳から六五歳以上に引き上げる。さらに課長相当職以上の幹部職員が定年（現行六十歳）前に早期退職して、役所があっせんしたポストに天下るといふ、戦後定着した慣行を廃止する」（四一―四二ページ）

これらは、国家公務員の「定年延長」がすべて国家機構の再編、とりわけキャリアの有効活用にあることを示す。

日本ほど中央集権そして官僚制度が上から下まで根付いた国はない。明治新政府の樹立期を除き、官僚が国家の政策を立案、運営してきた。しかし、政財官ゆ着と汚職がバブルと相まって、スキャンダルを続出。その官僚機構が揺らぎ、政策の立案・企画がマヒ。早急にその建て直しが必要となった。

総保守のキャリア観は「日本最大のシンクタンク」というものだ。一九八〇年代以降、大企業グループは続々と研究所をつくったがそのキャップにはすべて大蔵、通産事務次官がついている。まさに官僚王国、政府の調査・統計・政策で国が一体的に動く。たとえばユニオン連合も研究所をもっているが、その所長は経企庁出身者である。連合の政策が現場労働者に理解不能な理由もこうしたところにある。

「六〇歳定年制」の実体は？

今、民間では「六〇歳定年制度」が敷かれている。しかし、六〇歳の定年まで働ける労働者はどれだけののだろうか、四〇歳、最近では三〇歳代半ばから退職奨励がおこなわれ、退職前提退職、早期退職優遇制度、若年退職・転身援助制度、さらには希望退職制度が制度化されている。だから六〇歳をこえて働けるのは重役だけとの状況だ。

その重役も最近では平取締役が執行役員に格下げされ、CEO（最高経営者）という聞き慣れない役員専従制度に再編されつつある。キャリアは重役、幹部候補生。彼らは「国のシンクタンク」だから、彼らを有効に活用することが重要というもので、今回の国家公務員の「定年延長」は、公務員の処遇を民間なみに扱おうとの意志表示なのである。

われらかくたたかう

—国労闘争団ニュースから—

一九八六年十月、国労は修善寺大会で「国鉄改革法」反対、したがって国鉄「分割・民営化」は認められないと、「労使平和協定」締結を拒否。国労組合員は正義と大義の大道を選択した。労働組合を労働組合らしくありたい、首切りと不当労働行為をなくしたい、労働者が主人公の社会を希望する多くの仲間たちの支援と連帯の輪の中で、国労、闘争団と家族は苦しい中でも励まし合い、雄々しくたたかいぬいてきた。

闘いはすでに十三年めを迎えた。長い歲月である。闘いの中で十七人の同志が志半ばに倒れた。

一日も早く納得できる解決でたたかいに勝利したい。それがみんなの共通する気持ちである。闘争団の家族は私の要求は「夫がJR職場にもどること、それしかありません」と語る。さらに、「人道的解決なんてとんでもない、私たちの夫を首切った改革法を認めることなどできるわけありません」と。

この十三年間、多くの人びとが幾度となく北海道、九州の闘争団とその家族を訪ねた。闘争団のオルグと夜を徹して語り合った仲間も少なくない。その中で、闘争団と家族から多くの勇気とたたかう力をもらったにちがいない。

本誌ではこれまでもたびたび闘争団と家族の声をのせてきた。本号では闘争団ニュースから、彼らがいま何を考え、勝利にむけどう行動しているか紹介したい。(編集部)

「譲れない要求」を内外に明らかに

闘争団代表者会議で要求を確認

六月一五・二六日の両日行われた闘争団全国代表者会議で春から各闘争団が議論してきた解決に向けての「譲れない要求」の議論を集約した結果が報告されました。

全国の国労闘争団員は九六六人ですが、残念ながら亡くなった一六人（その後、釧路の仲間が一人亡くなられ一七人となった）以外の者の七割が地元JR復帰を求めていること、そしてこの十二年間の未払い賃金などの実損回復の金額は三九〇億円になることが集計の結果明らかになりました。この結果は取材にきていた朝日新聞の記者によって翌日の朝刊に載りました。このことよって闘争団は「譲れない要求」を内外に明らかにして、この要求が勝ち取れるまでは闘いを止めることはできないと宣言したことになります。

私たち紋別闘争団での討論した結果もほぼ全国と同じような傾向になっています。この三月から四月にかけて私たちは団での議論の中で全員から率直な今の気持ちを出してもらいました。「戻るべき線路や職場がない」と言う厳しい条件の中でしたが、ほとんどの団員は「引越してでも、単身赴任になってもJR北海道に戻る」ことを要求として掲げ、この要求を勝ち取るために闘い抜くことを決意しています。そして最も大切なことはこの要求が単に「勝ち取るべき目標」としての要求ではなく、一人一人が何として勝ち取らなければ自分の人生をかけた闘いが無になってしまう切実な要求であると言うことです。

私たちはこの要求に自信と確信を持って内外に広めると同時に、このことが社会的にも重要な要求だと認知されることがこれからの大きな課題だと考えています。勝利解決に向けて今まで以上にがんばります。

(「国労紋別闘争団通信」)

解決の主導権を政府から国労へ

不当労働行為を明確にした解決を

国労は三月一八日、第六四回臨時全国大会を開催し、政府・自民党が解決の条件とした「国鉄改革法」を、全面解決要求実現に向けて総団結・総決起を図るため認める決定をしました。

闘争団にとって「改革法」を認めることは、闘争団員一人ひとりの痛み苦しみが身体に染み込んでいるだけに簡単に認めることは出来ません。

しかし、争議闘争の最終解決局面こそ総団結が絶対的条件と言われる通り、国労の力が半減しては政府は動かないし、それ以上に闘争力が低下し解決水準が限りなく引き下げられ、結果として「何も残らなかつた」という解決にはしたくありません。

まさに東京地裁判決以降、政府主導で「解決交渉」解決水準の動きが進められ、国労が押し込まれた中での「臨時大会」改革法承認であっただけに、政府に対しては攻撃的姿勢で闘いを展開していく決意を臨時全国大会を経て固めています。

JR採用差別事件は国労潰しの集大成としての攻撃であり、国労総体の団結で解決を図ることが求められています。同時に、採用差別事件の当事者は闘争団員であり、当事者の意志が最も尊重される解決でなければなりません。その闘いの主人公が、国労の全面解決要求の具体的討論の中から闘争団の解決要求を高く掲げ、その実現に向けて政府を押し込む迫力のある大衆行動の提起と実践が絶対不可欠だと考えます。

私たち闘争団は、国鉄時代から今なお強められている国労潰しの不当労働行為の実態、改革法を楯に解雇された事実や闘争団での実態など「これほどひどい不当労働行為を許しているのか」という、国労組合員一人ひとりの生き様や扱われ様を訴え、労働委員会制度の確立や労働法制規制緩和反対の闘いと結合させ、東京高裁での逆転勝訴を求めて闘いを強めて行きます。さらに、政治的に定着した解決局面に自信と確信を持ち、全国的な大衆行動を背景に政府に無条件で「不当労働行為を明確にした解決」の決断を求め、政府の指導でJR会社を解決交渉に応じさせることを迫っていきます。

いよいよ本格的に解決水準の攻防が激化して行く現局面を、争議人生の全てをかけ「闘ってよかつた」と真に実感できる解決を勝ち取るために組合員と家族、そして子ども達は勝利を手にするまで頑張ります。

(「国労闘争団音威子府だより」)

人道的問題？ 尊厳と人権の闘い

世論と連動した運動の構築を！

五月二五日、政府・与野党は、それぞれ国鉄事件に対して共通した声明を発表しました。「国労の『改革法承認』によって『人道的問題』として政治解決の条件が整った」ということです。

しかし、一方の当事者であるJR各社とりわけ東日本会社は、国労敵視政策を継続し最高裁まで争う姿勢を崩していません。また、運輸省などは「既に解決済みの問題」として積極的に解決に乗り出す姿勢は見せていません。「超法規的措置」として「政治が判断すれば対応せざるを得ない」との消極的な態度です。

しかし、声明発表から約一ヵ月、その後、具体的な動きは何もないままです。国鉄差別事件は「人道的問題」なのでしょうか？ 国労組合員の「首」をいったい誰が何のために切ったのでしょうか？

闘争団と家族、そして共闘の仲間が求め続けた闘いは、人間の尊厳を否定する国家権力と労働者の「反差別・人権擁護」の闘いです。国鉄闘争は「人道的問題」ではありません！。

五・二八不当判決以降、「国労の運動、闘いの方向性(方針)が見えない。一体どうなっているのか」との声をたいへん多く耳にします。高裁やILOに控訴したものの「地裁判決を『覆す』との気概が感じられない」との声も聞きます。

確かに五・二八は「勝利」を確信していただだけに、国労と闘争団にとってたいへんなショックでした。十三年前の「首切り」の時とは違う新たな精神的苦痛が加味されましたが、国労と闘争団は「新たな闘いが始まった」と気持ち切り替え、「もう一度運動を作り直す」決意を固めています。

反動判決以降の権力は、ガイドライン関連法・組織対策三法などを強行採決し、有事立法・船舶検査立法・住民台帳法・そして日の丸・君が代の法制化を目論み、最終的に憲法改悪を狙って行脚

しています。この不穏な情勢と私たちの闘いを結合して大衆的に闘えば、必ず展望は開けると確信します。
〔大分県国鉄闘争に連帯する会ニュースNo.46〕

大衆闘争を喚起し活路を拓こう！ 全面屈服を迫るJR・運輸省：曖昧な解決は許さぬ

不採用問題で六月一四日、運輸省は「国労とJR各社の話し合い開始について」とする考え方をまとめ、国労に提示した。

しかし、その主張は①不採用問題についてJRに法的責任ない、②話し合いは労使間で行うべきで「政治」の参加はあり得ない、③係争中の国鉄改革関連の訴訟を取り下げる、④JR各社が話し合うのは、国労の各エリア本部とし、JR貨物は国労本部でも構わない」と言うもの。これらを国労が了承した時に話し合いが初めて始まるとする新たなハードルを投げ掛けたものである。

国労本部は、①JRの法的責任はともかく、人道的観点から解決策を協議する、②解決にあたっては政党、政府が協力する、③解決策の合意が成立した場合、訴訟を取り下げる、④話し合いは、JR各社と国労本部およびエリア本部で行うとする「国労の考え方」（六月一六日）を明らかにした。

こうした動きは、私たち闘争団が望む「納得できる解決」の入り口にはほど遠いものだ。相手は国労に全面屈服を迫り、このまま相手のペースで進むならば、解決内容に重大な悪影響を及ぼすことは必至である。

国が明確に（国労を潰すという）意志を持ち進めた「国鉄改革」。その中で公然と行われた不当労働行為。政府が「高みの見物」を決め込むことを許さない。東京地裁判決を盾に、「すでに解決ずみの問題」と切って捨てるJR会社を許さない。不当な差別で狂わされた人生。曖昧な解決を許さず、大衆闘争を喚起し活路を拓こう！
（国労名寄闘争団「闘いの誓」）

国家的不当労働行為は免罪されない 国労九州総決起集会でデモ

六月二十日、福岡市内の音羽公園で、政府・JRに採用差別事件の早期解決を求める九州総決起集會が開催され、国労九州の組合員、闘争団員、家族と地域共闘など六百人が参加した。

九州本部飯田委員長は、「政治の解決への動きが出てきているが、大衆行動を背景に全面解決へ向けて、九州本部は先頭になって闘い抜く」と挨拶した。福岡県支援共闘の泉野全国一般福岡支部書記長、福岡県共闘会議の星野県労連副議長、長崎県平和センターなどから激励と連帯の挨拶があった。

九州闘争団連絡会議の神宮議長は「政府・政治の動きは、今の所ほのかなあかりしか見えない。全国闘争団は闘争団の要求を本部に提出した。今からが正念場になる。みんなで闘い抜き譲れない要求の獲得をめざそう」と決意表明を述べた。

集会后、JR九州本社まで解雇撤回等のプラカードやゼッケンを着けてシユプレヒコールを行いながらデモ行進を行った。
（「国労博多闘争団ニュース」）

運輸省がここに来て「国鉄問題は解決事項だ」と？

運輸省は、JRをして条件を出してきた。その内容は①JR不採用問題にJR各社に法的責任がない、②不採用問題とは別の人道的観点から解決策（新規採用）を、③本件は労使問題であり、「政・労・使」話し合いはありえない、④話し合いの進捗を見て国労は、国鉄改革関連の訴訟を取り下げるなど、今日までの積み上げてきた経緯を根本から覆す内容になっている。

ここで問題なのは、同日くらいに国労本部から出された「考え方」である。

その内容を見ると、①JR不採用問題は、JR各社の法的責任の有無は、ともかく、②人道的観点からの解決策を、③本件は、JR各社と話し合うことを基本とし、政府は、必要な協力を行う、④解決策の合意が成立した場合、国労・JRは、国鉄改革関連の訴訟を取り下げ、中労委に訴訟の取り下げを要請する、などほとんど運輸省の考え方を追認した内容になっている事だ。

したがって、この内容で『交渉』が進んだ場合、『不当労働行為』が、棚上げされ『全通四・二八』と同じく訴訟を取り下げた後、新規採用試験に「合格者は、いませんでした」という姑息なトリック【策謀】が見え見えます。

〔深川闘争団ニュース〕

「全面要求」と「反合理化」の前進に向けて

― 現局面に思うこと ―

「期待」「戸惑い」・「不安」・「怒り」

国家権力相手に、「解決済みの問題」から、「政府としても放置できない。JR各社、労働組合に対しても解決するよう努力していただき、運輸大臣、労働大臣にもしかるべき指示をする」（参院七会派申し入れでの野中官房長官の回答）と言わせる状況までになったのは、たしかに、大きな前進であり、いよいよ動き始めたとの「期待」が高まったのも事実である。これがそれまで「原則的に闘い抜いてきた成果」である。

だが、その後、五・二八集会の主催団体に国労本部の名前は見当たらない。労働法制改悪反対闘争、新ガイドライン関連法反対闘争、盗聴法案反対闘争などの先頭にたつ本部の姿もあまり見えない。肝心の交渉状況もあまり聞こえてこない。戦争立法阻止はもちろん、解決条件切り下げを許さない大衆行動拡大が絶対的に必要であることから、それらの闘いと結合して国労の姿と闘いを広める絶好の機会だというのに、「さて一体、どうなつてんだ?」。これが活動家諸氏の率直な現在の「戸惑い」である。

残念ながら「改革法を認める」との臨大決定は、国労の「法的・論理的・倫理的・運動的優位性」を混乱させて弱め、攻守を逆転させてしまった。それは臨大直後の、「国鉄改革を事実としてのみならず、理念を含め全面承認したこととなるならば誠に意義深いこと（JR西日本）」、「この結論を受けて国労がどのような行動を取るのか、今後の動向を見守ってゆきたい（JR東海）」などのコメント、そして以下の各党談話で明らかである。

「話し合いを促す等、早期解決に向けさらに努力して参りたい」（自民党幹事長談話・五・二五）、
「関係機関等の協議を積極的に促進し、一日も早い解決に努めてまいりたい」（自由党幹事長談話・五・二五）との具体的内容不明の表明をした後、国労に対しては、「組織をあげて国鉄改革達成に向けて努力されることを強く期待する」（自民党幹事長談話）、「国鉄改革の目的を早期に実現するために、新たな決意で一層の努力をされることをこの際強く要請する」（自由党同）、「国鉄改革の主旨を認めたことを評価するとともに、今後は、その主旨を具体的な活動に反映し国鉄改革の達成に向けて努力されることを強く期待」（運輸大臣）などと迫ってきている。

よつてたかつてがんじがらめにされ、そして、「国家的不当労働行為の責任追及」の旗印が「人道上の解決」にすり替えられ、さらには言われるところの「三項目合意、四・三〇文書」や、とりわけ信じがたい「五項目合意、五・一八文書」がいつその相手側の攻勢を、呼び込んでしまった。いわく「国民の税金を投入し国鉄清算事業団で三年間、再雇用対策をしたのに、（JR以外へ）再就職を拒否した人たち。政府としては、これ以上何をやる義務もないし、政策手段をもたない」（黒野運輸省事務次官、五・二四）と踏み込み、別の記事では「政府が和解金を支払うことはあり得ない」などと断定している。

ここまでくると、「戸惑い」が「不安」に転化するのに、時間はいかからない。多くの仲間が、「だから言ったじゃないか」と、歌の文句にはちょうどいいが、「階級闘争」の中ではしやれにもならないその文句を、内心、悔しい思いでかみ殺しておられよう。たしかに、具体的内容の解決交渉は、これからかもしれない。それは情報がないからわからない。

しかし、すでに、ある職場からの「意見書」が指摘していた通り、「五・二八」不当判決直後から、すでに交渉に入っていると考えるべきだったのだ。その認識があつたのかなかつたのか結果は、解決交渉テーブルを求めて「解決への努力」という「コメント」を得ただけで、いまや「JR発足後の訴訟等については、取り下げを検討する」（五・一八文書第二項）とか「解雇撤回、JR復帰等の解決に当たっては、昨今の経済・社会の情勢を考慮し、現実的に対応する」（同文書第三項）などと、これが事実なら信じがたいほどに押し込められている。

国労は、「改革法を認める」との臨大決定」「三項目合意」「五項目合意」という三枚の「証文」（各

項別で見れば八項目もの前提条件になる)を取られ、その代わりに、現段階では「口先だけの空手形」を得ただけである。具体的解決交渉が進むとするならば、この「証文」の具体的支払い(実践)を、次から次に求められ、結果は、「争議史上、最低・最悪の結果」になりかねないのだ。これが今の情勢である。ここまでくると、「不安」が「怒り」に変わってこよう。

なぜ臨時大会決定に至ったか？

なぜ今の状況に至ってしまったのか、最近の経過を少し振り返っておきたい。「解決のメドがあったと判断したので、臨大を開き、改革法を承認する」として、第六四回臨時時全国大会が、三月一日、一四時から「なかのZERO」で開催され、次の通り決定された。

「私たちは、国鉄改革法により国鉄が分割・民営化され、推移しているという事実の上になつてこの間、運動を進めてきた。二〇二億円損害賠償事件の和解時や、一九九六年八月三〇日のJ R名社への申し入れ、昨年第六二回定期全国大会等々の態度を堅持し、「国鉄改革法」を認めることを明らかにする。国労は、「鉄道交通政策」を提言してきたが、三島会社及び貨物会社の経営改善等の未解決課題の解決に向け引き続き全力をあげる。その上になつて、健全かつ正常な労使関係を確立し、二一世紀の基幹鉄道として持続的に健全な発展に寄与する。第六三回定期全国大会で提案した方針(案)の補強「解決局面から解決へ」の二項目以下については、取り下ろす」

一〇名の発言中、明確に反対したのは二名。他は「改革法承認で解決に向かう。総団結・総決起しよう」というものだった。「総団結・総決起」の必要性はその通り。しかし、今日までの経過もあるこれだけの課題を、一〇名だけの発言で、しかも反対意見があった中で、「拍手で満場一致承認(議長) と言うのは無理があった。反対論を封じ込めた大会運営では禍根を残す、との発言にもあったように、「うわべだけ、建て前の総団結はありえない」のだ。率直な討論と共に闘う信頼感がない「総団結」では、敵の一大攻勢にあえばひとたまりもなく吹き飛ばされようし、自由にもの言い合ってきた国労のよき作風がつぶれてしまう。

では、なぜ改革法承認の臨大決定に至ってしまったのか、である。改革法承認は、「戦略的キーポイント」であり、「戦術的妥協」などというレベルで扱うべきではないし、まして、「今までも認めてきたから問題ない」などという「誤解」の上で判断されることでもない。それは、全面解決要求の闘い自体と、今後の反合理化闘争を中心とした闘いを困難にするし、二項以下は、一項と合わせ、国労の「連合」化をはかるものだと考え、「補強案反対」を精一杯、訴えてきた。しかし、大会で「改革法を認める」と決定された。残念だが、この主張が通らなかつたわけだ。それはなぜなのか、「あきらめ」でもなく「反省」でもなく、ただ今現在の危険な状況を突破し、闘いの強化に向けるために、考えておく必要がある。

第一は、「改革法承認反対」はわかるが、「解雇撤回・J R復帰」が、それにより解決するならやむを得ないし、「反対してダメになつたら取り返しがつかない」という、「首切り撤回」という「闘争課題の重み」からくる「迷い」である。これは多くの名級機関役員・活動家が持たれたと思う。これだけの問題である以上、それはむしろ当然だ。問題は、そういう「迷い」を突破できるだけの、我々の「改革法承認反対」を訴える理論展開と宣伝力、および職場末端からの徹底した議論の不足である。

第二は、国労方針が具体的に積み上がる前の取り組みである。「政・労・使の解決交渉テーブルで和解解決」が国労方針である。しかし、最初から「和解」を求めている「勝利」はそうはない。

「長期にわたる徹底抗戦の決意と体制こそ、逆に、早期の勝利的和解決着が勝ち取られる」。このことは、多くの民間争議の先輩諸氏から、その経験を踏まえて幾度となく国労に話されたはずである。だが「政治主導の和解」にのめり込みすぎたのではないのか。「和解」の立場で、海千山千の政府や政党相手に折衝する国労役員が、「改革法承認などできない」という理論的確信がなければどンドン押し込まれるのは明らかである。課題の重みを考えればこれまた当然だろう。これを一度合意したら引き返しは難しい。我々は、この基本方針でいいのかどうかの議論と追及が不足した。「補強案」については、「意見書」等精一杯取り組んだが、基本方針部分の持つ意味を具体的に見通し、早目の議論が必要だったかも知れない。

第三は組合民主主義と指導部の思想性の問題である。「補強案」というきわめて重要な方針が同じよ大会に出されたり、定期大会の決定が何ら決定権限のないエリア代表者会議や地方代表者会議を開くたびに段落とされた。拡大中央委員会を経て、最後は大会で決定したとは言え、その経過は、組合民主主義から見ると問題がある。臨大では、中執に自己批判を求めた発言があった。その通りである。

第四は、「全面解決要求」の闘いに、国労の路線と組織問題がからめられたことだ。ある一部の発言は、「全面解決要求の勝利解決よりも、J・R東で東労組に代わり多数派になる」、そのためには「労使関係作り」につながる「闘争の終結」こそが主目的のように聞こえた。「一〇四七名問題」を「国労のアキレス腱」とか「喉元に刺さったトゲ」呼ばわりをする声も散見する。めざす「労使関係」が「改革法」の上になたって反合理化闘争など考えもしないような代物ならば共闘組織や支援者も混乱するばかりだ。

第五は、四とも関連するが政府・自民党・裁判所・連合など、権力機構の一貫した「国労つぶし」と「全J・Rの労働戦線の連合化完成」に向けた仕掛けと力に立ち向かう、我が方の政治戦線の弱さ、言わば「社民」の階級的視点の弱さ、「新社」の「力」不足、「共産」の路線動揺なども背景としては見逃せないだろう。むろん、この間のご支援に感謝しつつの論点である。

不同意闘争について

では、何をどう考えればこの状況を前向きに捉えられるのかである。そこで千葉地本で言われた「不同意闘争」を考えてみたい。

「不同意闘争」という言葉は、分割・民営化前の八六年二月、千葉地本の施設関係での業務開発センターへの強制配転をめぐる闘いで使われた。とりわけK保線区分会の闘いは、組合員一・二三名で事前通知された五五名中、通知内容の良いか悪いかに関係なく四八名もが「不当な一方的配転は認められない」と苦情申告。分会は、保線区前全員抗議集会、地本は団交を合め取り組み、当時の上野・糸久社会党国会議員を始めとした地域の議員も含めた交渉団も組まれた。身障者を抱える退職間際の高齢者を遠距離配転、労安委員や三六協定調印代表者の一方的配転、ほとんどの分会役員の区外配転など、文字通りの人道上的問題、労安法・労基法・労組法違反などの視点から徹底的に闘い、千葉局を揺るがした闘いとも言われた。結果として、かつて例のない発令保留・一部撤回を勝ち取り、その延長として、配転先でも闘い続ける意識と体制が確立されたのである。

たんに「配転先で頑張る」というのが「不同意闘争」ではない。「妥結したら終わり」ではなく、その後も当該施策での労働者への責任転嫁を許さないことを基軸に、あらゆる戦術で徹底して粘り強く闘い続ける路線である。屈服を拒絶して闘う「長期抵抗大衆路線」の今日的展開である。だから、分割・民営化以降の国労の闘いも、まさしく壮大なる「不同意闘争」だと言っている。そして今、それが「改革法を認める大会決定」という局面下の闘いに入ったということになろう。そう考えれば「改革法を承認してしまったもうダメだ」ということではなく、「その承認撤回」をも視野に入れつつ、闘い続ける方向性の意思統一は、必ずできると確信する。

ていねいな議論が大切

現在の状況は、前述の通り、まさに「改革法承認の証（あかし）を具体的に示せ」という攻勢にさらされていることだ。狙いは、いつさいの裁判等の取り下げ、「合理化協力（＝労使協調路線）」だろう。さらに「二項以下」も「取り下ろす」であり、「撤回」とか「廃案」ではない。つまり、多くのJ・R労働者が一致する「東労組・革マルとの対決」を、国労の階級闘争路線で貫くのではなく、全J・R労働戦線の連合路線化・組織統合への危険がさらに続き、「争議解決」後はさらに強まるということである。

これらの攻撃自体は「改革法承認」がなければ避けられるというものでもないのだが、問題は、それによって、さらに攻撃力が強まること、そして何よりも、組織指導部が、政府やJ・R会社側と全面対決の闘争配置ができなくなることで（すでにその兆候はある）。それどころか、場合によっては、地方の闘いを抑えるように、会社側から本部に圧力もかかるかも知れない。したがって我々は、一つひとつていねいに組合員と議論し、これを機関に反映させ、思想的・組織的後退を大衆的に食い止める努力を今まで以上にしなければならぬ。

情勢と結合した闘いを！

臨大では、様々な闘いの展開も決定した。切実な「全面解決要求」である以上、この闘いをやめることはできないし、「改革法承認」という状況下では、ますます闘いを強めなければならぬ。その決意と構えがなければ屈辱的解決条件の時に、断固としてこれを拒絶して闘い続けることができず、言い値で闘争を終結せざるをえなくなる。「改革法承認」は、「スタートラインにたつために」

であり、いつまで、どういう内容で解決するという約束があるとは言われていない。したがってその間は、国労がどう変わるのか、「検証」される期間となる。

我々は、逆に徹底して解決条件の引き上げを求め、組織強化の期間にしなければならぬ。しかし、一二年間の苦闘は、ここであきらめられるほど軽くはない。

そういう中で、関東四地本が、五月二十五日から六月二十五日までの「首都圏総行動」を呼びかけた。もう少し早ければガイドライン関連法案反対の闘いと結合できたという残念さはあったがそれを差し引いてもあり余る、まさにタイムリーな提起である。新橋支部の座り込みといい、この「首都圏総行動」にしても、本部指示ではない。それぞれの独自提起に、組合員が応え、連日、目標の二五〇名を軽く上回る結果が勝ち取られている。これが国労の強さであろう。こういう大衆行動の展開にあわせ、第一に、なぜ闘ってきたのか、要求は何なのかをもう一度「全面解決要求」を再確認することだ。そしてその原点でもある「改革法」の「承認」まで迫られたことを、逆に「怒り」に転化すること。「改革法」をテコとして首を切られ、広域を強いられ、差別された事実に対しては、今まで通り「ふざけるな！」という「怒り」をもって闘い続けることだ。

そして第二に、情勢と結合した闘いである。最近の完全失業率は、総務庁発表で過去最悪の四・八%、三三九万人だという。この情勢を、独占資本は利用しながら、少子化だの大量退職時代だのとあり、「年金崩壊キャンペーン」なども展開、この機会を千載一遇のチャンスとばかり、九月五年五月の「日本の経営・二一世紀の労働力・賃金戦略」(日経連)に沿って、労働者を、①長期蓄積能力活用型グループ、②高度専門能力型グループ、③雇用柔軟型グループとする雇用・賃金形態の大改善を策動している。その裏づけとして、労働法制の改善、つまり労基法改善による変形労働時間制の規制緩和・女子保護規制撤廃・新裁量労働時間制・労働契約期間の上限緩和、労働者派遣法改正案衆院通過、職業安定法改善等を仕組んできたのだ。まさに、権利破壊の労働者使い捨てⅡ大失業時代の到来である。

政治情勢も、「新ガイドライン関連法(周辺事態法改定、日米物品役務相互提供協定、改正自衛隊法)成立」、「組織的犯罪対策三法案(盗聴法案等)衆院通過」など突破をはかり、さらに、「有事立法」「船舶検査立法」「日の丸・君が代法制化」「住民台帳法改善(国民総背番号制)」「省庁再編法案」「憲法調査会設置に向けた国会法改正」等、一体のものとして策動を強めている。こうなれば、もう闘うしか道はありえない。そして闘えば支持と共闘は必ず広がるとの確信をもつことだ。第三に、J・R内の闘いである。J・R発足からこの三月末まで二四八名(直轄五一、外注一九六)もが触車や感電、転落等のいわゆる「労災」という企業殺人によって生命を奪われるなど、「生命」すら含めた総人件費削減・権利破壊攻撃が強まっている。国労の主任務は、その勝利解決とともに、職場の「生命と権利」を守る労働諸条件をめぐる闘いにこそある。このことを知っているからこそJ・R側の執拗な国労攻撃である。

今、東日本本社では、前述の「雇用・賃金形態の大改善」のJ・R版とも言える「設備関係のメンテナンス体制の再構築」が画策されている。電気関係と施設関係現業系統廃合と周期延伸を含む検査大改善、保管室廃止を含め、工事関係、検査全般、保線機械、駅舎等の維持管理などの出向を伴う全面外注化という、国労組織破壊を伴う大合理化攻撃である。

「一人の首切りも許さない」として解雇撤回を泥まみれで二年間闘い抜き勝利解決を展望する、まさにその思想と路線と組織の重要性がこの「争議」が解決してもしなくても、今後のJ・R内の闘いでますます高まるということである。だからこそ今、「全面解決要求」の闘いを単なる「幕引き」で終わらせたのでは、解決条件の悪化はもとより、今後の闘いに致命的な悪影響を及ぼす。このことの意味統一を強めたい。

待ったなしの正念場

「相手の狙いは何も変わっていない。解決条件の徹底的切り下げと国労の路線と組織の破壊である。したがって、国労が居直らないギリギリのものをちらつかせながら、追い詰めてくる」。

だから、今は静かにして様子を見た方がいいなどと考えたら、この状況を押し返せない。政治折衝を含めた交渉であり、実際、何がどこまで議論されているのか、その真相はわからない。だが、新聞報道や前述の各政党・運輸大臣談話からも、「交渉」の一端がかいま見える。「交渉」である以上、このようなジグザグの道を辿ることを否定するものではないが、現状のままでは、どう考えても、「全面解決要求」の基本部分が前進するとは思えない。まさに待ったなしの「正念場」である

う。改革法の諸矛盾は拡大する一方である。今、必要なことは、国労勝利で確定した諸事件の損害賠償請求を含め、J・R以降の不当労働事件の責任追及の徹底強化、高裁、場合によっては最高裁までも闘い抜く決意と構えを、大衆的にまず再構築すること。そして、点検・摘発を強化し、諸法規の違反を許さず、反合理化闘争を基軸として日常的諸問題を闘い抜き、「首都圏総行動」の圧倒的成功をさらに継続することである。それがまた、職場と列車の安全を守り、「改革法承認の実を示せ」との圧力に抗し、「全通四・二八」等の二の舞を阻止し、要求の切り下げを許さず、本部の解決交渉を支え、原点に戻ってさらに闘い続ける決意を生む実質的な力の基盤となる。

我々は、闘い続ける決意と構えなしに、相手の譲歩はありえないと考えている。だから、最後に、改革法承認賛成代議員諸氏には、今こそ「ダメだったら引き返せばいい」と言われたその決意と具體的準備を進めるべきだろうと訴えたい。大変だろうが本部はしっかりしてほしい。

反動期と敗北主義について

勤労大衆を裏切った公・民両党 改憲に大きく踏み出すことになる「憲法調査会を設置するための国会法改正案」が七月六日の衆議院本会議で可決された。これに賛成したのは、自民、自由の両党はもちろんであるが、公明と民主の両党までもがこれに加担した。公明党はかつて「反自民の『中道革新連合政権構想』を発表、日米安保条約の即時廃棄を主張」した党である（一九七三年）。宗教政党とはいえ、その後の振幅はひどすぎる。公明党が右傾化の開始を印象づけたのは、八一年の「自衛隊合憲・日米安保の存続」を決めた頃からであった。サッチャー、レーガンの新自由主義が世界に広がり出したことと軌を一にしている。本格的右傾化は「PKO協力法」が自公民協力で成立した九二年頃からであろう（前年湾岸戦争への九〇億ドル支援予算に賛成した）。

民主党は勤労大衆（労組票）のかなり支持をえているのに、進歩性、革新性をいよいよ失いつつある。横路氏をはじめとする旧社会党系は、今や社民主義を捨てて新自由主義の枠内に入っているが、それでも民主党内では孤立している。その一部は鳩山派に属するという変質ぶりである。一方保守系と旧民社党系は、政権志向が強く、腰をすえて反自民の野党第一党として政策を貫くという政治姿勢はなく、次の総選挙の前後に分解の可能性を醸成しつつあるとみることができ。今度の憲法調査会が衆参両院に常任委員会として設置されることは自公民連立政府への「お土産」でことあるが自明のことであるのに、自公民に反対している民主党がなぜ賛成するのかわからない。これによつて結果的には自公民路線に部分的に協力することになってしまった。勤労大衆のなかの民主党支持者は、また裏切られたといっている。かつては憲法の完全実施めざして勤労大衆の民主主義的権利を拡大してきた革新勢力が公然たる反対政治勢力となり、再び日本は反動時代を迎えることになった。

反動期を闘いぬくことで成長 反動期には政党と労組の一部幹部（大衆のある部分も）は「彼等の幻覚と恐怖感とのなかで実際以上に拡大した反対勢力（保守・財界政治勢力）のまえに萎縮し、自己の力を見失って敗北主義者になる」といわれている。このような敗北主義は現在たしかにあると思う。かつての旧社会党幹部、連合の一部に、そして国労幹部のなかにすでに現れているといえそう。われわれのなかにも敗北主義はわずかだが存在する。反動期にいろいろな大衆的たたかいによつて反撃に転ずるために、ますます学習し行動しなければならぬ。全体として元気がないといわれる。しかし行動なくしては元気がでてこない。仲間を飲むことだけでは元気はでない。

戦前戦後の反動期に政治活動に挺身したわれわれの大先達・山川均は反動期の戦いについて次のような教えを残してくれている。

「労働階級の闘いが、資本主義的支配の下における闘いであるかぎり、それは例外なく、いつでも逆境に立つ闘いである。いかなる場合にも、我々は客観的な情勢を楽観し、客観的条件の希望的解釈や、自己欺瞞的情勢分析のうえに我々の戦術を定めるべきではない。反動期においては、ともにそうなのである。」

しかし、楽観してはならない—すなわち情勢を甘く見てはならない—ということは、悲観的であれという意味ではない。資本主義的支配のもとで資本主義そのものとたたかう闘争は、原則として、逆条件のもとにおける闘いたらざるを得ないという認識のうえにたつかぎり、どのように不利な情勢のなかにも、闘いうる条件と闘いうる希望を見いださなければならぬ。よし大衆は意気沮喪していても、指導者はつねに自信を失つてはならない。いかなる国の労働階級運動も、反動期の試練にたえ、反動期を闘いぬくことによつてのみ、はじめて成長し成熟したのでなかった実例は、ただの一つもないと言つていい。いかなる情勢のもとにも—絶望的だとさえも思われる情勢のもとにも—希望と、確信と、闘う意欲とを失わない指導者のみが、真実の指導者と呼ぶことができる」(一九五一年十二月)。さらに山川均は今日の情勢をも見通していたかのように次のように述べている。

「ある指導者たちは日本の再軍備と戦争への加担を迫り、そして憲法の改変と民主主義の放棄を強要する、抵抗することのできない(と彼らには見える)強大な勢力の圧力と、この勢力によつて支えられる強力な反動主義政権の誇張された幻覚の前に、はやくも自信を失い、闘争の意欲を失い、自己の力とともに闘争の方策をも見失い、いかにして反動期の闘争を回避しうるかに活路を求めようとする敗北主義者となった。これは政党の方面では、中間政党としての右翼社会党の成立となり、組合の分野では、愛国労働運動、新生民同などの一連の敗北主義運動となって現れている。

ではわが国の労働階級は、この反動期を闘いえないだろうか。情勢を希望的楽観的に判断することは危険である。と同時に、反動勢力のまえに自己の力を見失うことは、それ以上危険である」。

(上野 建一)

新連結決算制度の危険

「苛斂誅求」(かれんちゆうきゆう)と言う字句を目にする時、必ず思い出す事がある。今から四〇年も前の事だが、ある大手工場のトイレの落書きである。そこには「職工の油を搾り 我に塗る」と書かれていた。何故かこの落書きが思い出されるのである。

金融ビツクバン、会計ビツクバンと言う大義名分によつて、リストラクチャリング(企業再構築)と同じように「新連結決算制度」が大手を振りまかり通る。リストラが首切りの代名詞になったように、国際基準、企業情報の開示による「連結決算」が首切りの代名詞になるのではないかと危惧しないわけにはいかない。二〇〇一年三月期から企業会計制度が「単体決算」から「連結決算」に大きく変わる。

企業会計は今日まで会計数値を取得価額に求め、これを「取得原価主義」として会計処理の根幹をなしてきた。バブル期における、なりふりかまわずの「儲けにや損損」の掛け

声に踊り狂った経営者の不良債権と云うつけが、あらゆる企業に大きくのしかかっている。バブル崩壊後の企業は多大な含み損を抱え、多くの企業がその存続すら危ぶまれている現状において、いままでの原価主義会計が企業の実態を適正に表しているかとの疑問を生じさせ、原価主義に対する問題点が提起された。その後、企業会計審議会より「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、時価主義会計が導入される。

時価主義会計とは、価格変動会計に表現されるように、取引に使用された取引数値を取引原価として認識し、その後の会計期間において、その時の時価で再評価しなおすことにより、過去の取得原価を現在の価額に置きなおし、常に「現在価値」を表現するものである。しかし、右肩上がりの経済情勢の時には含み資産が増え時価主義会計の議論はされなればかりか、原価主義会計が当たり前だった。

新連結決算制度が導入されれば「企業集団」としての総合力が問われ、子会社、関連会社に対するスクラップ・アンド・ビルドが至上命令となり「企業集団の再編」が急速なスピード行われるのは必至である。

七月五日付けの「交通新聞」でJR東日本の細谷英二常務は「キャッシュフローは現実のお金の流れですから、これまでの損益計算書と違って操作は不可能です。」さらに、「当然、社員へのキャッシュフローの配分も厳しいチェックを受けます」と公言している。

産別労働運動が衰退している今日、背に腹は変えられないとして、親会社と親組合が、子会社、関連会社の従業員に対しての抑圧機関にならなければよいと危惧し筆を取った次第である。企業会計についてはまったくの素人ですので、どうか専門家に「連結決算」について一文をお願いし「社会通信」で警笛を鳴らして欲しいと思う。
(群馬T)

◇ 読者からのおたより ◇

さらになんばる どこより早い情勢分析と闘いの指針を受けることができありがとう。同志たちも喜んでいきます。先の自治体選挙で道議選は勝つことができましたが、村議選では三名の候補が全員当選。今後も職場・地域で地道にかつ迫力をもってがんばります。
(北海道占冠・I)

編集部より ご奮闘ぶり聞いてます。六月下旬、四名の仲間と音威子府を訪問。私は今年三度目です。音威子府のお母さんたちの若さ〴〵に圧倒されました。十二年間齢をとっています。しかし、内からわきあがる若さ〴〵にみんなビックリ。新しい音威子府ファンクの誕生です。
(大分・O)

参加できず残念 大分の「読者の会」参加できず残念。A氏より会員増を聞き、「通信」を通してますます団結が深まることを祈念します。小さなカタマリでふんばらねば。
(京都・O)

編集部より 本当に楽しい集いにしていただき。元気ができました。前号で報告いただいた佐藤さんには清川のホタルまで見せてもらいました。まるで光のかたまり。はじめての経験でした。八月末から九月に再びおじやまする予定。よろしく！
(京都・O)

情報不足を補う 田舎に転勤となり二年が過ぎました。情報不足を貴誌で補っています。今後よろしく！
(京都・O)

編集部より 全国歩いておられますと「情報不足で」との声をよく耳にします。しかし本当は「情報過多」なのでは。必要な情報と必要でない情報をより分ける能力が問われているのでは。
(東京・I)

減部、残念 七月まで送金。〇名分です。八月から一部減部。誌代は早急に送ります。
(東京・I)

編集部より このところごぶさたです。いつもありがとう。また楽しい交流をしましょう。ぜひ参加問題提起ありがとう。「新得会」では問題提起ありがとう。また楽しい交流をしましょう。ぜひ参加して下さい。
(松戸市・K)

編集部より 楽しい集いに感激。今、必要なことは、なにがなんでも集まること、そして論議し、力を合わせる方向を決め合うことです。声をかけて、いつでも参加します。